入　札　説　明　書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　業 務 名　旧岩手県営野球場植栽等撤去業務

(2)　業務場所　旧岩手県営野球場（盛岡市三ツ割四丁目地内）

(3)　業務内容　旧岩手県営野球場敷地内の植栽等の撤去業務

(4)　委託予定期間　契約日の翌日から令和９年３月18日まで

２　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項各号のいずれかの規定にも該当しない者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）であること。

(2)　入札の日において、令和７・８年度岩手県県営建設工事競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であり、盛岡広域振興局の所管区域内に本店又は営業所等（岩手県内に本店を有する者の営業所に限る。）を有する者。

(3)　次に掲げるア及びイの基準を満たす者を管理技術者（業務の成果品の品質を維持・確保するため本業務委託をつかさどる者をいう。以下同じ）として１に示した業務に配置できること。

ア　管理技術者は（ア）又は（イ）のいずれかの資格を有すること。

（ア）　土木施工管理技士

（イ）　造園施工管理技士

イ　入札日前３か月以上継続して雇用している者であること。

(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

(5)　事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6)　入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第 281 号。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

３　入札参加手続等

(1)　入札参加申請と入札参加資格確認

入札公告に示す期限までに次の書類（以下、「入札参加資格審査申請書等」という。）を提出して、入札参加資格要件の確認を受けた者でなければ入札に参加できないこと。

ア　条件付一般競争入札参加資格申請書（様式第１号）

イ　資本関係・人的関係に関する届出書（様式第２号）

ウ　事業所に係る調書（任意様式）

設備・施設の概要（パンフレット類でも可）、組織体制を記載すること。

(2)　入札参加資格確認書類の提出方法及び提出場所

入札公告に示す場所等へ持参または郵送により提出すること。

(3)　入札参加資格確認調書の記載内容の補正等

入札参加資格の確認に際し、入札執行者が入札参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認められた場合（軽微な補正を除く。）は、入札参加資格確認調書の差替え等を認めることができるものとする。

(4)　設計図書等の閲覧等

ア　本業務に係る設計書、仕様書及び契約条項等（以下「設計図書等」という。）は、発注機関が入札公告で示す方法において、閲覧できるものとする。

イ　設計図書等に対する質問及び回答

（ア）　設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に発注機関に質問書を提出することができる。なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

（イ）　質問書に対する回答は、県ホームページに掲載して行い、質問者への直接回答は原則として行わないものとする。

(5)　入札への参加

(1)により提出された書類等を審査した結果、参加資格要件を満たしており、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知のあった者が入札に参加できること。

(6)　入札方式並びに開札の日時及び場所

入札及び開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

4　入札保証金

入札公告に示すとおりとする。

5　入札方法等

(1)　入札書の提出等

ア　入札書の提出方法は、入札公告に示すとおりとする。

イ　質問回答において、積算に関わる事項を知らせることがあるので、質問回答を閲覧のうえ、入札書の提出を行うこと。

ウ　入札書の提出は、指定された方法としなければならない。

エ　一度提出した入札書の書替え、引換え又は撤回は認めない。

オ　落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札を取りやめることがある。

6　落札の決定方法

(1)　予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

(2)　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある場合は、入札執行者の指示により、当該

入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

7　入札結果等の公表

(1)　契約締結後における対象業務の入札結果は、競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱により、行政情報センター又は行政情報サブセンターのホームページに掲載するとともに、閲覧に供することにより公表するものとする。

(2)　入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

8　入札の無効等

契約締結後において、入札が無効となることが明らかになった場合は、県の指示に従わなければならない。

9　契約に関する事項

(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　落札者は、契約締結の前に、以下のア～オまでのいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア　契約保証金の納付

イ　契約保証金に代わる担保（有価証券等）の提供

ウ　債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証

エ　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

オ　債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

(3)　契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

(4)　(2)の規定にかかわらず、会計規則第 112 条第 10 号に該当するときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(5)　契約保証金は、契約履行後に契約の相手方の請求書を徴して還付する。

(6)　契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

(7)　契約条項は、別添「契約書案」のとおりとする。

10　その他

(1)　入札参加者は、条件付一般競争入札説明書及び入札心得を遵守しなければならない。

(2)　落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、公正な入札が確保されていなかった場合及び当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

(3)　入札参加申請書、確認書類等に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

(4)　入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

(5)　入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本委託業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。